

401 介護予防訪問入浴介護費

点検項目	点検事項	点検結果		
高齢者虐待防止措置未実施減算	以下の措置を講じていない場合 ・虐待防止対策検討委員会の開催及び周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待防止のための研修の定期的な実施 ・虐待防止措置実施のための担当者の配置	☐	該当	会議記録・研修記録・指針等
業務継続計画未策定減算	業務継続計画に従い以下の措置を講じていない場合 ・業務継続計画について従業者等に対し周知するとともに定期的な訓練及び研修を実施 ・定期的な業務継続計画の見直し及び必要に応じて業務継続計画の変更	☐	該当	BCP・研修訓練実施記録等
2人の介護職員による場合	身体の状態等に支障がない旨、主治の医師の意見の確認	☐	あり	
清拭又は、一部分浴の場合	訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施	☐	あり	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	☐	所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐	所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐	所定単位数の100分の85	
特別地域介護予防訪問入浴介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	☐	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が5回以下の事業所	☐	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	☐	該当	
初回加算	新規利用者の居宅を訪問し、サービスの利用に関する調整を行った上で、初回のサービス提供を行う	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	☐	該当	(参考様式)利用者の割合確認表
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を事業所における対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修の修了者
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う	☐	実施	会議録
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を事業所における対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修の修了者
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う	☐	実施	介護録
	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が100分の20以上	☐	該当	認知症専門ケア加算に係る届出書及び(参考様式)利用者の割合確認
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修の修了者
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定	☐	実施	研修計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 研修の計画策定、実施又は実施を予定	☐ 該当	研修計画書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐ 定期的に実施	会議録
	3 定期的な健康診断の実施	☐ 全員に実施	
	4 次のいずれかの基準に該当		
	(一) 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上 (二) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	☐ 該当 ☐ 該当	(別紙7-2) 有資格者等の割合の参考計算書
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 研修の計画策定、実施又は実施を予定	☐ 該当	研修計画書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐ 定期的に実施	会議録
	3 定期的な健康診断の実施	☐ 全員に実施	
	4 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が100分の60以上	☐ 該当	(別紙7-2) 有資格者等の割合の参考計算書
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 研修の計画策定、実施又は実施を予定	☐ 該当	研修計画書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐ 定期的に実施	会議録
	3 定期的な健康診断の実施	☐ 全員に実施	
	4 次のいずれかの基準に該当		
	(一) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上 (二) 介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上	☐ 該当 ☐ 該当	(別紙7-2) 有資格者等の割合の参考計算書

点検項目	点検事項	点検結果		
(共通) 介護職員等処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員等処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員等処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	7 (キャリアパスⅠ) 任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	8 (キャリアパスⅡ) 資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	研修計画書
	9 (キャリアパスⅢ) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	10 (キャリアパスⅣ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が年額440万円以上(ただし、小規模事業所等で加算額は少額である場合などは、適用が免除されるため、計画書に理由を記載していること)	☐	あり	
	11 (キャリアパスⅤ) 一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。 ※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出 ※訪問介護は特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	☐	あり	
	12 (月額賃金改善要件) 賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でⅤ(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐	あり	介護職員等処遇改善計画書
	13 (職場環境要件) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	介護サービス情報公表システム、ホームページ
	14 (職場環境要件) 計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐	あり	
	15 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	7 (キャリアパスⅠ) 任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐ あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	8 (キャリアパスⅡ) 資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐ あり	研修計画書
	9 (キャリアパスⅢ) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐ あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	10 (キャリアパスⅣ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が年額440万円以上(ただし、小規模事業所等で加算額は少額である場合などは、適用が免除されるため、計画書に理由を記載していること)	☐ あり	
	11 (月額賃金改善要件) 賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でV(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐ あり	介護職員等処遇改善計画書
	12 (職場環境要件) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐ あり	介護サービス情報公表システム、ホームページ
	13 (職場環境要件) 計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐ あり	
	14 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	7 (キャリアパスⅠ)任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	8 (キャリアパスⅡ)資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	研修計画書
	9 (キャリアパスⅢ)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	10 (月額賃金改善要件)賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でV(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐	あり	介護職員等処遇改善計画書
	11 (職場環境要件)計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐	あり	
	12 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	7 (キャリアパスⅠ)任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	8 (キャリアパスⅡ)資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	研修計画書
	9 (月額賃金改善要件)賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でV(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	10 (職場環境要件)計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐	あり	
	11 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	